

令和4年6月30日

施設長 各位

那霸市医師会

会長 友利博朗  
理事 宮城政剛

## 濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の集合契約の変更契約について（延長）

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて「濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の集合契約の変更契約について（延長）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那霸市医師会 事務局：石垣・前泊 ／電話 098-868-7579）

記……………

那健保総第344号  
令和4年6月28日

一般社団法人 那霸市医師会

会長 友利 博朗 様

那霸市長 城間 幹子  
(公印省略)

## 濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の集合契約の変更契約について

平素より、本市保健衛生行政へのご理解、ご協力並びに新型コロナウイルス感染症対策へのご協力感謝申し上げます。

みだしのことにつきまして、「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月18日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、医療従事者が濃厚接触者となった場合、業務前の検査による陰性確認等の要件を満たせば医療に従事することが可能となっております。

当該検査は行政検査として、令和4年度も引き続き、貴会と集合契約を締結し、各医療機関で実施した検査の費用を公費で負担しております。

契約期間について、令和4年6月30日までとなっていましたが、引き続き令和4年9月30日まで延長となりましたので、変更契約のご対応をよろしくお願いします。また、適用期間については、感染状況を鑑み、終期については改めて通知致します。

当該契約に関する貴会員への周知をお願い致します。

記

送付資料 \* 主な変更箇所

\* 委託概要、様式等は那霸市医師会のホームページへ掲載しています。

- (1) 医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託変更契約（案）
- (2) 委託概要 \*9月末まで契約期間延長
- (3) 委任状 \*令和4年度既に提出済の場合は再提出不要
- (4) 濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の実施届出（様式1）  
\*接種状況：3回済、検査日：9月末まで選択可
- (5) 濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の実施報告（様式2）  
\* (4)と同じ
- (6) 参考資料（検査フロー図・検査対象期間）

【担当者】那霸市保健所保健総務課感染症グループ 恩納

TEL : 098-853-7972 FAX : 098-853-7966

## 委託概要

### 1. 契約目的

「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月18日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、医療機関において、濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査を実施することにより、勤務可能な医療従事者を確保し、医療提供体制の維持を図る。

### 2. 契約の対象者

那覇市内の病院又は診療所

### 3. 契約方法

那覇市との個別契約。

ただし、那覇市医師会所属医療機関は、同医師会を通じての集合契約とする。

### 4. 契約期間

契約締結日から令和4年9月30日まで。

ただし、委託契約の適用期間は、別途通知するものとする。

### 5. 検査の目的

濃厚接触者となった医療従事者の勤務のための陰性確認を目的とする。

### 6. 検査対象者

以下のすべての要件を満たす者が検査の対象者となる。

- ・他の医療従事者による代替が困難な医療従事者で、無症状であること。
- ・新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6月以上経過していない場合には、2回接種済で、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- ・濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

### 7. 検査の種類及び単価

- ・抗原定性検査 3,000円/件（税込）
- ・抗原定量検査 5,500円/件（税込）
- ・PCR検査 7,000円/件（税込）

## 8. 検査の流れ

### ① 濃厚接触者の把握

保健所からの濃厚接触者の認定を踏まえて、各医療機関の管理者において、検査対象者を決定する。なお、保健所業務の逼迫により、濃厚接触者の認定が困難な場合は、医療機関における濃厚接触者候補のリストアップを可能とする。

令和4年4月1日時点では、最終暴露日から5日間が検査の対象期間となります。

### ② 実施届出

検査実施前に、届出様式（様式1）を那覇市保健所あて電子メールで提出する。

【提出先】K-SOU002@city.naha.lg.jp

※メールの件名は「（医療機関名）医療従事者行政検査」とし、添付ファイルにはパスワードをかける等、個人情報の取扱いに十分注意すること。

### ③ 検査の実施

対象者の検査を行い、陰性確認後、当該医療従事者の勤務が可能となる。

陽性となった場合は、医療機関において原則HER-SYSで那覇市保健所へ発生届を提出する。

HER-SYSのID登録がまだの医療機関については、別紙の「【HER-SYS】医療機関等 利用者ID登録申請書（兼ID通知書）」を事前に那覇市保健所あて電子メールで提出しておくこと。

【提出先】K-SOU002@city.naha.lg.jp

※メールの件名は「（医療機関名）HER-SYS ID申請」とすること。

### ④ 実施報告及び請求

検査実施の翌月10日までに、報告様式（様式2）及び請求書を、那覇市医師会に提出する。那覇市医師会は、とりまとめの上、同月20日までに那覇市に送付する。

### ⑤ 支払い

市にて、実施報告を確認し、各医療機関へ委託料を支払う。

## 9. その他

- ◆ 本委託契約は、厚生労働省事務連絡（※）に基づく行政検査を対象としたものであることから、当該事務連絡が改正された場合には、改正内容に沿って、契約内容が変更となることがあります。

※「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月18日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

- ◆ 濃厚接触者となった医療従事者の勤務については、他の医療従事者による代替が困難な場合に限る運用を徹底し、感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。

- ◆ 業務従事前に陰性を確認する目的での検査となるため、原則、自院での検査としてください。

- ◆ 本委託契約の効果は遡及可能であることから契約締結前であっても、市が適用を認めた期間については支払いの対象となります。ただし、前年度分の支払いはできませんのでご注意ください。

- ◆ 沖縄県が無償で配布している抗原検査キットを使用した場合は、支払い対象となりません。

- ◆ 保険診療請求している検査については、本委託契約での委託料の請求はできません。

### 【各問合せ先】

#### (1) HER-SYS の ID 申請、その他 HER-SYS に関する問い合わせ

那覇市保健所新型コロナウイルス感染症現地対策本部  
担当：當山、東黒島、速水

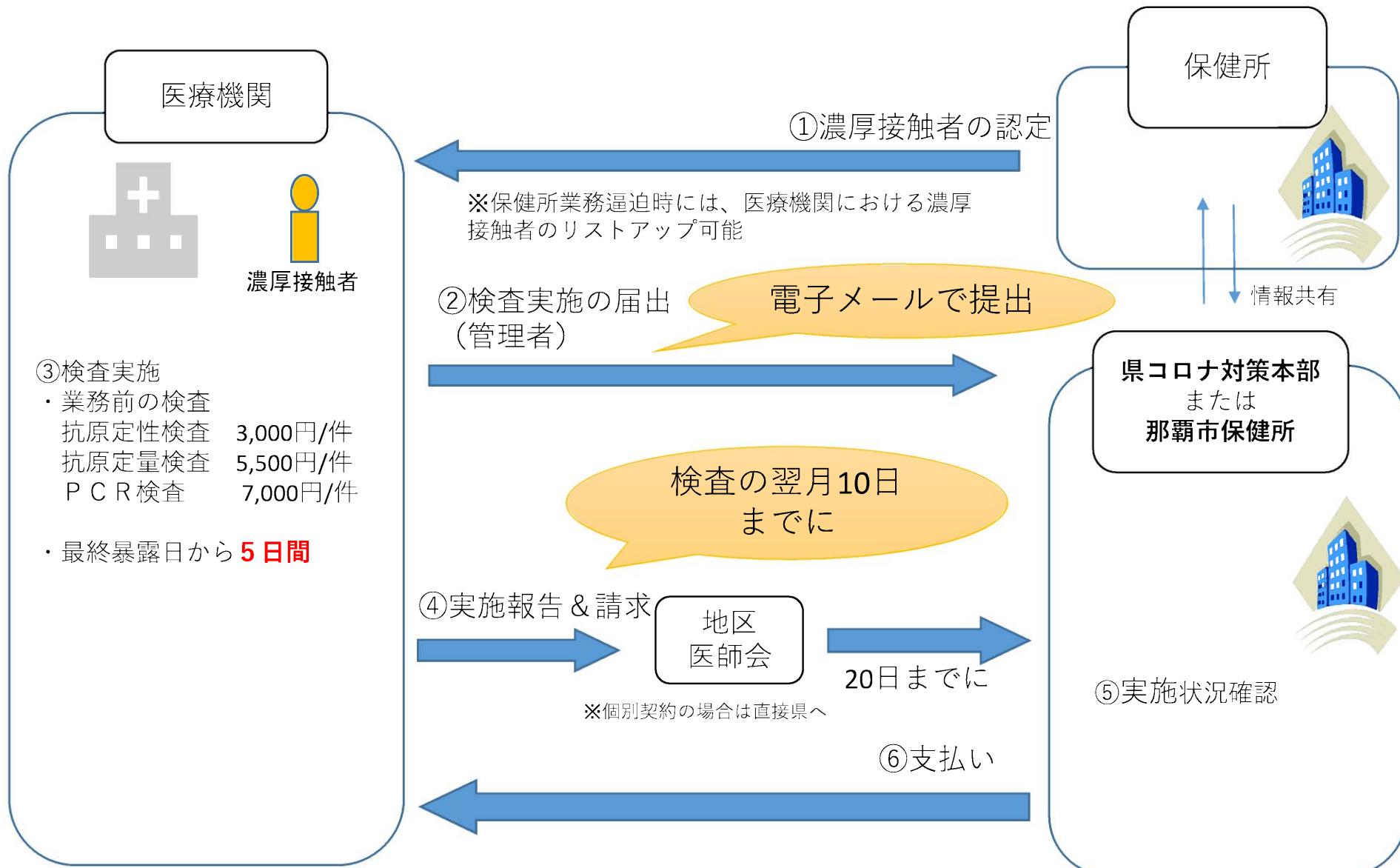
TEL : 098-853-7975 または 098-917-0225

E-mail : K-SOU002@city.naha.lg.jp

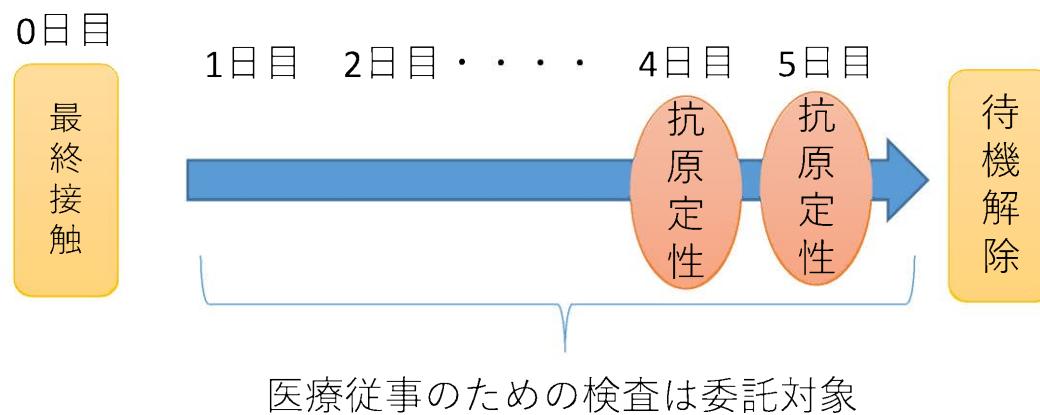
#### (2) 契約の内容、請求に関する問い合わせ

那覇市保健所 保健総務課 感染症グループ 担当：恩納  
TEL : 098-853-7972

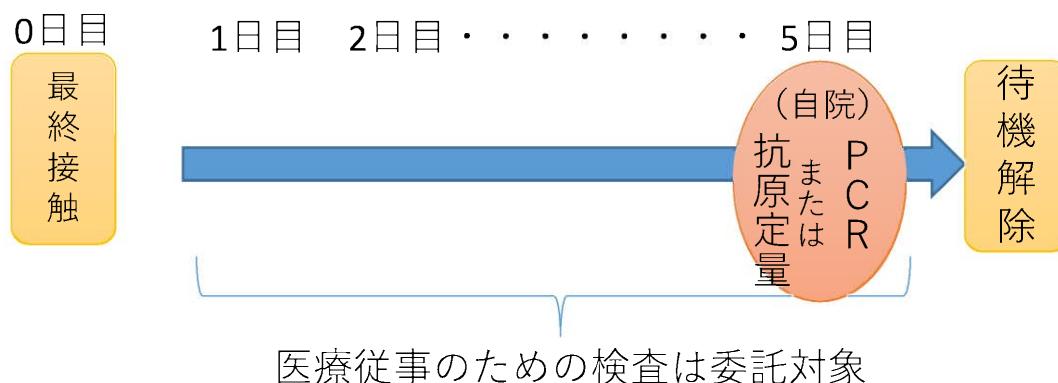
# 令和4年度 濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査



- 濃厚接触者である医療従事者の業務前検査の対象期間については、県内では、オミクロン株が主流となっていることから、最終暴露日から5日間としております。
- なお、今後、濃厚接触者の待機期間の取り扱いに変更があった場合は、それに準じて対象期間が変更となる可能性があります。



1日目～5日目の期間、医療に従事するための業務前検査は、本委託契約の対象



事務連絡  
令和3年8月13日  
(令和4年3月16日一部改正)

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

現行、濃厚接触者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第44条の3第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力の求め(以下「外出自粛要請」という。)として不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用を避けることを御願いしている<sup>1</sup>。

今般、感染者が急増している地域において医療提供体制を確保するため、誰もが症状に応じて必要な医療が受けられるようにするための緊急的な対応として、医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能である旨、お示しすることといたしました。

貴職におかれましては、地域の感染状況を踏まえつつ検討の上、患者療養に遺漏のないよう、適切な対応をお願いします。また、管内の医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、当該対応による影響や感染状況を踏まえ、必要に応じて本事務連絡の見直しを行う予定です。

(改正箇所は太字下線)

記

【要件】

- 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種後14日間経過した後(ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可)に、新型コロナウイルス感染症患

<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(2021年1月8日暫定版)  
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>

- 者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット<sup>2)</sup>）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

#### 【注意事項】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者に限る運用を徹底すること。
- 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- 当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者及び担当する患者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- 検査期間は最終曝露日から 14 日間であること。（オミクロン株の濃厚接触者の場合は、最終曝露日から5日間。なお、その場合であっても、7 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。）
- 検査に当たっては、「医療機関における無症状者（職員、入院患者等）への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について（再周知）」（令和3年5月 10 日付け事務連絡）<sup>3)</sup>のとおり、地域の実情により行政検査又は自費検査で行うか判断して差し支えないものの、従来、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関に勤務する者について、いわば一齊・定期的な検査の実施を行うようお願いしてきているところであり<sup>4)</sup>原則として行政検査として実施することが望ましい。

以上

---

<sup>2)</sup> 抗原定性検査キットによる実施を行う場合については、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf> 記3の無症状者に対する抗原定性検査の実施要件に留意すること。

<sup>3)</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000778073.pdf>

<sup>4)</sup> 「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>

「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」に関する  
Q&A

Q1. 本事務連絡において、対象としている医療従事者には救急隊員も含むか。

対象として以下の者を含みます。（総務省消防庁と協議済みであることを申し添えます。）なお、以下の者について不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行う場合、「医療」は「傷病者の搬送」と、「医療機関の管理者」は「地方公共団体」と読み替えることとなります。

新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）を含む傷病者の搬送に携わる、

- ①救急隊員
- ②救急隊員と連携して出動する警防要員
- ③都道府県航空消防隊員
- ④消防非常備町村の役場の職員
- ⑤消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）

Q2. 本事務連絡と、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）4の＜濃厚接触者の取扱い＞の関係如何。医療従事者である濃厚接触者については、両事務連絡の適用が可能となるのか。

差し支えありません。濃厚接触者である医療従事者については、本事務連絡により、ワクチンを2回接種済みであること、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であることや毎日業務前の検査での陰性確認などの要件を満たせば、濃厚接触者の待機期間中であっても、不要不急の外出に当たらず医療に従事することができます。

また、当該濃厚接触者である医療従事者がオミクロン株の濃厚接触者である場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）4の＜濃厚接触者の取扱い＞に沿って、社会機能維持者として、事業者において4日目及び5日目に抗原定性検査キットによる自費検査を行うことで、待機期間の7日を待たずに検査が陰性であった場合に、待機を解除することができます。加えて、「B. 1. 1. 529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）のQ29.で示しているとおり、当該濃厚接触者が従事する事業者内でPCR検査又は抗原定量検査を実施（他の民間検査機関等への委託によりこれらの検査を実施している場合を除く。）しており、濃厚接触者の待機期間解除のための検査を実施している場合については、4, 5日目の抗原定性検査キットを

用いた検査に代えて、5日目にPCR検査又は抗原定量検査を実施し、陰性を確認した場合も、待機期間を解除することができます。

事務連絡  
令和4年6月20日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$  衛生主管部（局） 御中

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \end{array} \right)$  保育主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省健康局健康課予防接種室  
厚生労働省子ども家庭局保育課

小児の新型コロナウイルス感染症対応について

小児の新型コロナウイルス感染症対応について、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、下記のとおり整理しましたので、各都道府県におかれましては、内容について承知の上、遺漏なく対応いただくとともに、管内医療機関等、関係者への周知をお願いします。

また、保育所等での対応に関するものについては、市町村において、管下の保育所等に対する周知をお願いします。

記

1. 子どものマスク着用について（令和4年5月20日付け事務連絡関係）【再周知・対応依頼】

子どものマスク着用については、「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」（令和4年5月20日付け事務連絡）において、その取扱いをお示ししているところであるが、その内容を広く周知することが必要であるとの指摘（※）があることも踏まえ、以下の取扱いについて改めて関係機関等に周知・徹底をお願いする。

- ・子どものマスク着用については、これまでも2歳未満については、マスク着用は獎めておらず、この取扱いに変更はないこと。
- ・2歳以上の就学前の子どもについては、オミクロン株への対応として、令和4年2月から、保育所等において、可能な範囲で、一時的にマスク着用を

奨めてきたが、今般、この取扱いについて、2月の変更前の取扱いに戻すこと。

- ・具体的には、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと。特に夏場は気温や湿度、暑さ指数が高くなることが見込まれ、熱中症のリスクも高まるため、子どもの体調変化等に迅速に対応できるようマスクは外すことを推奨するものであること。  
なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスク着用を求めるることは考えられること。
- ・学校における取扱いについては、別途文部科学省より、「学校生活における児童生徒等のマスク着用について」(令和4年5月24日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)及び「夏季における児童生徒のマスクの着用について」(令和4年6月10日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)において都道府県等の教育関係部局等に周知されているので、これを踏まえた対応を行うこと。

※第86回（令和4年6月1日）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける専門家提出資料「小児における新型コロナウイルス感染症の課題について」についても参照 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000945988.pdf>)。

(参考)

- ・「学校生活における児童生徒等のマスク着用について」(令和4年5月24日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)  
[https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)
- ・「夏季における児童生徒のマスクの着用について」(令和4年6月10日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)  
[https://www.mext.go.jp/content/20220610-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220610-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)

## 2. 子どもの濃厚接触者の特定について(令和4年3月16日付け事務連絡関係)

### 【再周知・対応依頼】

「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(令和4年3月16日付け事務連絡)では、保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む。）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）における濃厚接触者の特定・行動制限については、自治体毎にあらかじめ保健衛生部局と市町村の児童福祉部局等、都道府県及び市町村の教育委員会又は都道府県私立学校主管部局（以下「児童福祉部局等」という。）が連携して方針を決定することとされている。

現在も保育所等における濃厚接触者の特定・行動制限を行っている自治体にあっては、就学前の子どもについてはマスク着用を一律には求めていないことや学校における体育等や夏場の登下校においてはマスクの着用が必要ないことを踏まえ、改めて保健衛生部局と児童福祉部局等が連携した上で、以下のとおり対応すること。

- ①濃厚接触者の特定を行う自治体にあっては、「手で触れることが出来る距離

(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者」が要件の一つとなっているが（参考1を参照）、マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者と特定するのではなく、引き続き、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断いただきたいこと。

- ②保育所等における濃厚接触者の特定・行動制限については、保健衛生部局と児童福祉部局等が連携して、これらを行わないこととしている自治体もある。今後の対応については、上記①の観点を保育所等にも周知した上で、オミクロン株の特性や各地域における感染状況、保育所等における業務負担などを踏まえつつ、保健所を含む関係部局間で協議を行い、濃厚接触者の特定・行動制限の必要性等について適切に判断されたい。（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける直近の感染状況の評価については参考2を参照）
- ※濃厚接触者の特定を行わないこととした自治体にあっては、「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日事務連絡）のQ&AのQ2にお示ししているとおり、保育所等に自主的な候補範囲の提示を求めるることは想定していないことに留意すること。
- ③感染者と接触があった就学前の子どもについては、感染者と接触があつたとのみをもって通園等を含む外出を控える必要はないが、引き続き、高齢者等との接触や感染リスクの高い行動は控えていただくようお願いすること。
- ④保育所等の子どもや職員も含めて、有症状の場合には、通園等の外出を控えていただくなど感染対策の徹底をお願いすること。

（参考1）「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所 感染症疫学センター 令和3年1月8日版より抜粋）

- 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
  - ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があつた者
  - ・適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
  - ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
  - ・その他：手で触れることが出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があつた者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

（参考2）第87回（令和4年6月8日）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料「直近の感染状況の評価等」より抜粋

- ・新規感染者数について、全国的には概ね全ての地域で報告数の減少傾向が続いている。地域別に見ると、直近1週間の移動平均について、首都圏、愛知県、大阪府や福岡県などの大都市部に加え、一部の地方都市では昨年夏のピーク時を下回る状況となっている。一方、沖縄県では全国で最も高い状況が続いている。

いるものの、直近の約3週間は減少がほぼ継続している。

### 3. 5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種について【再周知】

- 新型コロナウイルス感染症については、小児においても中等症や重症例が確認されており、特に基礎疾患有する等、重症化リスクが高い小児にはワクチン接種の機会を提供することが望ましい。
- 5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種については、本年2月より初回接種（1・2回目接種）を実施いただいているところだが、引き続き、希望する者が確実にワクチン接種を受けられるよう、対応をお願いする。

### 4. 診療・検査医療機関における小児対応可否の公表について【対応依頼】

- 診療・検査医療機関のホームページでの公表に際し、診療・検査医療機関名に加え、小児対応の可否についても公表することについて、検討いただき、対応されたい。

### 5. 診察した医療機関における小児の新型コロナ患者等の入院要否・入院先調整の判断について【周知】

- 小児の新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者については、これまで他の新型コロナ患者及び疑い患者と同様、都道府県調整本部又は保健所が入院要否の判断及び入院先調整を行ってきたが、容態が急変しやすい小児患者には迅速な対応を必要とするところから、地域の実情に応じ、診断した医師等の判断が尊重される体制の整備も重要である。
- このため、診察した医療機関が小児の新型コロナ患者等の入院要否の判断及び入院先調整を行う体制の整備について、次のような取組を進めている自治体もあるため、参考にされたい。
  - ・ 都道府県が地域の小児医療の基幹病院の医師等を入院調整に係るアドバイザーとして指定し、診療所等の医師が入院が必要と判断した小児について、アドバイザーが病状に応じた適切な宿泊療養施設・医療機関の選定、転院の調整等を支援する仕組みの構築
  - ・ 小児を診察した医師が入院の要否を判断するに当たり、都道府県調整本部内に配置した小児医療の専門家に相談することができる体制の構築
  - ・ 自宅療養中の小児患者の症状が悪化した際の相談・受診先として、あらかじめコロナ小児の入院を受け入れることが可能な医療機関を設定し、入院要否の判断と入院の手続きを同一医療機関内で実施することにより、入院調整の過程を減らす仕組みの構築
- こうした例を参考に、貴自治体において体制を整備する場合には、次のような条件を満たしていることが望ましい。
  - ① 診察した医療機関が入院受入先医療機関を容易に見つけられること。

- ・ 小児の新型コロナウイルス感染患者の入院受入可能医療機関について、地域の医療機関に情報が共有されていること。
  - ・ 診察した医療機関が、各都道府県単位又は各都道府県内の区域単位の病床の空床状況を即時に把握できること。(※)
    - ※ 医療機関の空床情報等の把握には G-MIS を活用できます。
    - ※ 消防機関、リエゾンチーム等、新型コロナ患者及び疑い患者の入院調整を行うに当たり空床情報が必要な関係者が G-MIS を活用する場合、都道府県調整本部を通じて厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班に利用申請をお願いします。
- ② 入院受入先医療機関又は診察した医療機関から、保健所又は都道府県に対し、当該患者の入院受入先医療機関及び入院開始時期を連絡する体制を整備できていること。
- ③ 診察した医療機関と入院受入先医療機関との間で入院調整が困難となつた場合、都道府県調整本部又は保健所が代わりに入院調整を行う体制を整備できていること。
- なお、上記体制の整備に当たっては、あらかじめ、地域医療構想調整会議等、必要な関係者が参加する会議において協議し、関係者に周知されることが望ましい。